

JESCO におけるガバナンス及びコンプライアンスに関する体制について

令和5（2023）年12月11日に開催されたガバナンス及びコンプライアンスに関する有識者委員会（以下、「有識者委員会」という。）において、当社から別紙の「JESCOにおけるガバナンス及びコンプライアンスに関する体制について」を説明し了解が得られました。これにより、有識者委員会は役割を終えることとなり、今後、当社は自律的体制を構築してガバナンス及びコンプライアンスに臨み、自らの管理を強化してまいります。

有識者委員会は、平成27（2015）年の北九州 PCB 処理事業所における排気中ベンゼンの協定値超過事案等を契機に、コンプライアンスや社内の文化、意識の持ち方について5つの提言をいただき始まりました。有識者委員会は、当社のガバナンス及びコンプライアンスの実施状況を第三者の視点から監視し、取締役会に対して必要な助言をするために、外部の有識者により構成される委員会として設置されています。

ガバナンスやコンプライアンスへの取り組みは本来であれば会社自身で取り組むべきことではありますが、JESCO の事業は PCB 廃棄物処理事業、中間貯蔵事業ともに過去に例のない事業であることから、ベンゼン事案をきっかけに、有識者委員会から客観的な視点で意見をいただき、それに対応することで、より着実に事業を遂行することができました。

有識者委員会のご指導により、当社は有識者委員会の提言に対して自律的な対応ができるようになってきたところですが、当社の両事業が転換期を迎えていることから、提言への対応にとどまらず、ガバナンス、コンプライアンスを事業の転換期に合わせて体制を再構築し、当社自身で自律的に行うこととしました。

・委員

当社が行う事業におけるガバナンス及びコンプライアンスに関する専門的な学識経験及び環境保全分野に関する学識経験を有する外部の者のうちから、社長が委嘱する。

令和5（2023）年12月11日時点の委員は以下のとおり。

鈴木 基之	（工学博士）	東京大学名誉教授
高橋 晶子	（公認会計士）	EY 新日本有限責任監査法人
林 保彦	（弁護士）	暁総合法律事務所

令和5（2023）年12月11日
中間貯蔵・環境安全事業株式会社

JESCOにおけるガバナンス及びコンプライアンスに関する体制について

ガバナンス及びコンプライアンスについては、JESCOは民間会社として当然に全社を挙げて体制を整えて取り組むべき重要な課題である。

「ガバナンス及びコンプライアンスに関する有識者委員会（以下、「有識者委員会」という。）」は、平成27（2015）年、北九州事業におけるベンゼン事案をきっかけに設置された。有識者委員会には、ベンゼン事案を契機とした提言をいただいただけでなく、その後もJESCOが決められた仕組みに従って対応しているかと同時に、仕組みそのものが良いかどうか、更には、より根本的に今後JESCOとして何を考慮していくべきなのかという観点で監視、助言をいただいていたところである。

令和元（2019）年には有識者委員会から「有識者委員からの提言への対応については、JESCOで自律的にレビューを行い、その結果を報告すること」を求められたこともあり、それ以降、どのように自律的に対応したかということ報告し、有識者委員会から了解をいただいていた。

ガバナンスやコンプライアンスへの取り組みは本来であれば会社自身で取り組むべきことであるが、JESCOの事業はPCB廃棄物処理事業、中間貯蔵事業ともに過去に例のない事業であることから、有識者委員会から客観的な視点で意見をいただき、それに対応することで、より着実に事業を遂行することができた。その成果として、PCB廃棄物処理事業については、廃棄物の処理から処理施設の解体・撤去へと移行し、中間貯蔵事業は大量輸送・大規模工事から施設の維持管理等へと移行するなど両事業とも転換期を迎えている。特にPCB廃棄物処理事業においては、有識者委員会の設置のきっかけになった北九州事業において今年度末にその処理の終了を迎えることとなる。有識者委員会のご指導により、JESCOは有識者委員会の提言に対して自律的な対応ができるようになってきたところであるが、提言への対応にとどまらず、ガバナンス、コンプライアンスを事業の転換期に合わせて体制を再構築し、会社自身で自律的に行う時期に来ていると考える。

そこでJESCOは、有識者委員会制度を廃止し、今後自律的な仕組みとして次を実施する。

- ① 執行部門においては、有識者委員会の提言への対応状況をコンプライアンス委員会で確認すると同時に、内部統制システムの運用状況と合わせて取締役会に報告する
- ② 監査役に対して、これまで有識者委員会に報告している提言への対応状況を情報提供し、ご意見をいただく
- ③ 会社の公的な性格と、社会に負う責務を強く意識し、社外の専門家・市民の方々の考え、ご意見を可能な限り、反映出来る会社運営を目指すものとする

以上、取締役会、監査役、第三者の意見の活用の3点により自らの監理を強化していく。